

税

問合先 税務課

市・府民税の申告受付

期間 2月16日(火)～3月15日(火)

(土・日曜日除く)

時間 午前9時～11時30分

午後0時45分～4時30分

場所 市役所1階101会議室

※申告書の提出は郵送でも可

必要なもの

- 申告用紙(税務課に設置)
- 印鑑(認め印)
- 平成27年分の給与や公的年金等の源泉徴収票や収入のわかる書類
- 控除のための証明書や領収書、障害者手帳など

- 公的年金等以外に収入がない人は、申告をする義務はありません。公的年金等の支払者に届け出ている以外で、次のような場合、申告をすると税額が減額されることがありますので、忘れずに申告してください。
- 扶養している親族があり、扶養控除が受けられる
- 健康保険料の支払いなどで社会保険料控除が受けられる
- 医療費が一定額を超え、医療

費控除が受けられる

■ 平成27年中に収入がなく税額が発生しない人でも、公営住宅の入居や奨学金の申請など、所得に関する証明書が必要なときは、申告が必要な場合もあります。

■ 市・府民税の税額を計算する資料には、市への申告書のほか、給与支払報告書、公的年金等支払報告書、確定申告書などがあり、申告した所得以外の収入がある場合や、扶養控除の対象者に要件を超える収入がある場合などは、申告時の想定税額と実際の税額が異なる場合があります。

※詳しくは税務課ホームページをご覧ください。



軽自動車税 廃車手続きは 3月31日までに

原動機付自転車・二輪・軽一輪・軽四輪などにかかる軽自動車税は、毎年4月1日現在に登録している車両の所有者(使用者)に課税されます。4月2日以降に廃車手続をした場合、平成28年度は課税されることになりませんので注意してください。

使用しなくなった車両や、他人に譲渡したり、スクラップや盗難などで所有しなくなった車両は、3月31日(木)までに廃車などの届出をしてください。

また、市外へ転出する場合は、車両の住所変更手続きもしてください。

※廃車手続をする場合は、その車両の軽自動車税を完納しておいてください。

問合先

● 原動機付自転車(125CCまで)、小型特殊自動車(フォークリフトなど)、ミニカー…税務課

● 軽一輪・二輪の小型自動車…和泉自動車検査登録事務所(和泉市上代町官有地 ☎050・5540・2060)

● 軽四輪・軽三輪自動車…軽自

動車検査協会 大阪主管事務所
和泉支所(堺市西区山田2丁目190番地の3) ☎050・3816・1842



税務署からのお知らせ

問合先 泉佐野税務署
☎462・3471

確定申告・納税のお知らせ

■ 平成27年分の申告相談、申告書受付・納税の期限

● 所得税及び復興特別所得税・贈与税…3月15日(火)

● 個人事業者の消費税及び地方消費税…3月31日(木)

【注意】

● 所得税及び復興特別所得税の確定申告の窓口での相談・申告の受付は、2月16日(火)からです。

● 平成25年分から平成49年分まで、復興特別所得税(原則として各年分の所得税額の2.1%)を所得税と併せて申告・納付する

こととされています。確定申告書の作成は、「復興特別所得税額」欄の記載漏れのないようにご注意ください。

● 振替納税を利用している人の振替日は、申告所得税等は4月20日(火)、消費税及び地方消費税は4月25日(月)です。

■ 納税に係る留意事項

● 申告書の提出後に、税務署から納付書や納税通知などによる納税のお知らせはありません。納付書をお持ちでない人は、所轄税務署か最寄りの金融機関にある納付書を利用してください。

● 新たに振替納税を利用する人(振替口座変更含む)は、「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を納期限までに所轄税務署へ提出してください。

■ 泉佐野税務署へお越しの人へ

● 相談会場の混雑状況や相談内容によって長時間かかる場合もあり、受付を午後5時より前に終了させていただく場合があります。

● 駐車場が狭いため、混雑により長時間お待ちいただく場合がありますので、車での来署はできるだけ遠慮ください。